

# 防火管理者資格取得講習会

防火管理者資格取得講習会について掲載しています。

防火管理者になるためには資格が必要です。

建物の管理権原者（建物所有者、経営者、借受人など）は、建築物の用途、規模及び収容人員により防火管理者を選任し、消防署に届出なければなりません。

選任する防火管理者は総務部長、工場長など管理的または監督的な地位にある人で、かつ防火管理者としての資格を持っていないければなりません。

菊池広域連合消防本部では、防火管理の資格を取得する講習会（講習日数2日間）を実施しています。

## ◇◇ 防火管理者資格取得講習会の開催のお知らせ ◇◇

### ◆ 平成29年度講習日程

回数	実施月日及び種別	講習会場
第1回	平成29年9月7日（木）・8日（金） 甲種防火管理新規講習	大津町中央公民館 （中会議室）

- 講習会は、2日間です。（連続して2日間受講しなければなりません。）
- 定員は50名

### ◆ 平成29年度 受講申込期間及び手続き

回数	申込期間
第1回	平成29年7月31日（月）～平成29年8月4日（金）若しくは定員到達まで

- 受講申込は申込書を菊池広域連合ホームページからダウンロードし必要事項を記入の上、消防本部（2階予防課）に持参してください。但し定員になり次第受付を締め切りますので早めに申込みをしてください。
- 申込時間は午前8時30分～午後5時00分です。
- 講習で使用するテキスト代4,000円程度が講習当日必要となります。受講料は無料です。

《詳しくは》 菊池広域連合消防本部予防課予防係

**☎096-232-9334**